

奈良県告示第五十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、北道穂土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成三十年五月七日

奈良県知事
荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事
今中
成典

葛城市北道穗七二

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事
今中
成典

葛城市北道穗七二二

監事	吉川	吉川	藏田	吉川	堀川	吉村	今中
雅祥	孝子	仁	正典	佳秀	恭信	成典	
							葛城市北道穂七
八六一二	一四七一四	五一	一六二一三	六三	四三		